

習志野市ガス供給規程（昭和62年公営企業管理規程第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、習志野市ガス供給条例（平成8年条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、ガスの供給に関し必要な事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（供給区域）

第3条 条例第3条第1項に規定するガス供給規程で定める区域は、別表第1の区域とする。

2 条例第3条第2項に規定するガス供給規程で定める区域は、関東経済産業局長の許可を受けた別表第2の区域とする。

（平12企管規程11・平29企管規程8・一部改正）

（使用の申込み等）

第4条 条例第4条第1項の規定による申込みをする場合ににおいては、本市所定の申込書を使用するものとする。

2 管理者は、条例第4条第1項の規定による申込みの際における消費機器の1時間当たりの標準ガス消費量及び将来のガスの使用予定量を考慮し、別に定める基準によつて設置すべきガスメーターの能力（ガスメーターの1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいう。）を決定する。

3 条例第5条第4項に規定する空調夏期契約の申込みをする者は、契約使用可能量（空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量で除して得た値（この値に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た値。ただし、1立方メートル未満のときは1立方メートルとする。）をいう。）を定めて契約の申込みをしなければならない。

（平11企管規程10・平15企管規程9・一部改正）

（契約の成立及び変更）

第5条 ガスの供給及び使用に関する契約（以下「契約」という。）は、条例第4条第1項の規定による申込みを管理者が承諾した時に成立する。契約の変更のときも同様とする。

2 条例第5条第3項に規定する小型空調契約又は同条第4項に規定する空調夏期契約を締結する場合は、契約期間を定める。この場合において、契約期間は、次に掲げる期間とする。

（1）新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、ガスの使用が可能となつた日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで。

（2）契約種別を変更した場合の変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで。

3 前項の場合において、契約期間満了までに解約又は契約種別の変更の申込みがない場合は、当該契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様とする。

4 使用者が希望するとき又は管理者が必要と認めるときは、ガスの需給に関し、必要な事項について契約書を作成することができる。この場合において、契約は、第1項の規定にかかわらず契約書において定める契約成立の日に成立したものとする。

5 本市は、この規程の改正等により、使用者とのガス料金その他の供給条件を変更した場合は、使用者に対し、変更した供給条件等の説明及び書面交付等を行うものとする。

6 使用者は、供給条件等の変更に異議がある場合は、契約を解約することができる。

7 使用者は、供給条件等の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面及び契約締結後に書面を交付することについて、第10項に規定する場合を除きあらかじめ承諾するものとする。

8 本市は、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載するものとする。

9 本市は、契約変更後の書面交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、変更した事項及び供給地点特定番号を記載するものとする。

10 使用者は、この規程の改正等が、法令の制定又は改廃に伴い当然に必要なとされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等であつて、その他実質的な変更を伴わない場合には、本市が行う供給条件に係る説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の

概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付を行わないことについて、あらかじめ承諾するものとする。

- 1 本市は、この規程等の改正により、供給に関する変更を行う場合は、本市ホームページ及び窓口において、この規程等を改正する旨、改正後の規程等の内容及びその施行期日を周知するものとする。

(平29企管規程8・一部改正)

(ガスの使用開始日)

第6条 ガスの使用開始日は、使用者とのガスの使用契約が成立したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。この場合において、ガス小売供給に係る無契約状態（使用者が本市にガスの使用の申込みを行う直前にガス小売供給を受けていたガス小売事業者（以下「前小売事業者」という。）との契約が、クーリング・オフ、前小売事業者の事業継続が事実上困難になった等の事由により解約されているにもかかわらず、使用者が引き続きガスの供給を受けている状態をいう。この場合において、本市が前小売事業者と託送供給契約を締結していないにもかかわらず、使用者が引き続きガスの供給を受けている状態である場合（本市が使用者とガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態とみなす。以下同じ。）が存する場合は、ガスの小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日とする。

- (1) ガス小売事業者又は最終保障供給からの切替によりガスの使用を開始する場合は、原則として定例検針日の翌日とする。ただし、使用者の求めにより本市が認めた場合は、本市が認めた日をガスの使用開始日とし、本市は検針にかかる費用を使用者から徴収する。
- (2) 転入等により、新たにガスの使用を開始した場合（検査等により一時閉栓し開栓する場合及び条例第19条の規定によりガスの供給を再開する場合を除く。）は、原則として使用者の希望する日とする。

(平29企管規程8・追加)

(承諾の義務)

第7条 管理者は、条例第4条第1項の規定による申込みを受けた場合で、第3項に規定する条件を満たすときは、これを承諾する。ただし、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込みの全部又は一部を承諾しないことができる。

- (1) 法律、命令、条例又は規則でガス工作物に係る工事が制限されている等の本市の責めによらない理由によりガスの供給が不可能な場合
 - (2) 小型空調契約又は空調夏期契約を締結した者で、その契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をしたものが、同一需要場所で再び小型空調契約又は空調夏期契約の申込みをした場合で、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たないとき（設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合を除く。）
 - (3) 小型空調契約又は空調夏期契約を締結している者が、その契約の契約期間満了前に他の契約種別（一般契約を除く。）への変更を申し込んだ場合（設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合を除く。）
 - (4) 使用者が本市との他の同一種別の契約（小型空調契約にあつては他の小型空調契約種別を、空調夏期契約にあつては他の空調夏期契約種別を含む。）の料金を、条例第21条の支払期限日を経過しても支払われていない場合
- 2 前項ただし書の場合において、申込みの全部又は一部を承諾しないときは、管理者は、遅滞なくその理由を申込者に通知するものとする。
 - 3 使用者の資産となる供給管の境界線からガス栓までの供給施設は、本市が特に認める場合を除き、本市が工事を実施したものであることを条件とする。この場合において、当該工事に係る契約条件は、別に定める。

(平29企管規程8・旧第6条線下・一部改正)

(名義の変更)

第8条 ガスを新たに使用しようとする者のうち、ガスの使用に関する前使用者の権利及び義務を承継する者は、その旨を明らかにして使用者の名義の変更を管理者に届け出なければならない。

(平29企管規程8・旧第7条線下)

(解約)

第9条 使用者がガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止の期日を管理者に通知しなければならない。

- 2 前項の廃止の期日をもって契約消滅（以下「解約」という。）の期日とする。ただし、特別の理由なくして管理者がその通知を廃止の期日後に受けた場合は、その通知を受けた日をもって解約の期日とする。
- 3 使用者が管理者に第1項の規定による廃止の通知をすることなく相当の期間にわたってガスを使用していない場合には、管理者は、解約することができる。この場合において、解約の日は、ガスの供給を終了させるた

めの措置を行つた日とする。

- 4 管理者は、契約の成立後において法律、命令、条例又は規則でガス工作物に係る工事が制限されている等の本市の責めによらない理由によりガスの供給が不可能な状態が発生した場合には、解約することができる。この場合において、管理者は、解約の期日を使用者に通知するものとする。
- 5 管理者は、条例第18条第1項の規定に基づきガスの供給を停止された使用者が、管理者の指定した期日までにその理由となつた事実を解消しない場合は、解約することができる。この場合において、管理者は、解約の期日を使用者に通知するものとする。
- 6 前3項の規定により使用者が損害を受けた場合において、本市の責めに帰すべき理由がないときは、本市は、その損害の賠償の責任を負わない。
- 7 管理者は、第1項から第5項までの規定による解約後において必要があると認める場合は、本市所有の既設の供給施設の全部又は一部をその供給施設の設置場所の占有者又は所有者の承諾を得て、その場所に引き続き存置することができる。
- 8 使用者は、本市のガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からのガスの供給を受ける場合は、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みを行うものとする。この場合において、本市は使用者とガス使用契約を解約するために必要な手続を行うものとし、使用者が新たなガス小売事業者からガスの供給を開始するために実施する検針日を解約日とする。

(平29企管規程8・旧第8条線下・一部改正)

(工事の設計見積等)

- 第10条 管理者は、条例第4条第1項の規定による申込みに伴い内管及びガス栓の工事を必要とするときには、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細を通知し、使用者と協議のうえ、工事予定日を決定する。
- 2 管理者は、条例第4条第1項の規定による申込みに伴い本支管若しくは整圧器の新設工事又は入取替工事を必要とする場合において、条例第11条第2項から第5項までの規定により使用者から工事負担金を徴収するときは、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事負担金の明細を使用者に通知する。

(平29企管規程8・旧第9条線下)

(工事費等の徴収及び精算)

- 第11条 管理者は、条例第8条第2項から第4項まで、第9条、第10条及び第12条の規定により算定した工事費並びに条例第11条第2項から第5項までの規定により算定した工事負担金(以下「工事費等」という。)を、原則として、その工事完了日までに使用者から全額徴収する。ただし、債権保全上必要と認めた場合には、工事着手前に徴収することができる。
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する工事については、使用者にその工事費等の一部を工事着手前に前納させ、その残額を工事完了日までに分割払いの方法により納めさせることができる。
 - (1) 長期にわたる工事
 - (2) その他、管理者が特に必要と認めた工事
- 3 管理者は、別に定める小規模な工事及び使用者所有の既設内管を、その使用者からの申し込みに基づき保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除いて、使用者の申出により、その工事費等の全部又は一部を工事完了後に納めさせることができる。
- 4 管理者は、前3項の規定により工事費等を徴収する場合には、当該工事着手前に工事費等の納入方法等について、使用者と契約を締結するものとする。
- 5 管理者は、工事費等を受領した後設計の変更等があり、工事費等に著しい差異が生じた場合は、工事完了後遅滞なく精算する。

(平13企管規程6・一部改正、平29企管規程8・旧第10条線下)

(供給施設等の検査)

- 第12条 管理者は、条例第15条の規定により検査を行つた場合は、その結果を速やかに使用者に通知する。
- 2 使用者は、条例第15条の規定により検査が行われる場合は、自ら検査に立ち会い、又は代理人を検査に立ち合わせることができる。

(平29企管規程8・旧第11条線下)

(供給又は使用の制限等の周知)

- 第13条 管理者は、条例第16条第1項に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び条例第17条第1項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又は使用者にガスの使用の制限若しくは中止をさせる場合は、状況の許す限りその旨を報道機関その他適当な方法により使用者に周知するものとする。

(平29企管規程8・旧第12条線下)

(検針)

- 第14条 管理者は、原則として使用者の属する検針区域ごとに、管理者が定めた日に毎月1度検針を行う。

- 2 管理者は、前項に定めるほか、次の各号に掲げる日に検針を行う。
- (1) 条例第4条第1項の規定により、使用者が新たにガスの使用を開始した日又は契約種別を変更した日
(その変更の日が前項に定める定例検針日に当たる場合を除く。)
 - (2) 第9条第2項から第4項まで及び第8項の規定により解約を行った日
 - (3) 条例第18条第1項の規定によりガスの供給を停止した日
 - (4) 条例第19条の規定によりガスの供給を再開した日
 - (5) ガスメーターを取り替えた日
 - (6) 第6条第1号に規定する使用者の求めにより、本市が認めた日の前日
- 3 管理者は、検針日から次の検針日までの期間が短い場合、いずれか一方の検針を行わないか又は行つた検針のうちいずれか一方を行わなかつたものとする事ができる。ただし、前項第3号の検針日から同項第4号の検針日までの期間が短い場合は、行つた検針のいずれも行わなかつたものとする事ができる。
- 4 管理者は、使用者が不在等のため又は災害等のためやむを得ない場合、検針すべき日であつても検針しない事ができる。

(平29企管規程8・旧第13条繰下・一部改正)

(計量の単位)

第15条 使用量の単位は、立方メートルとする。

- 2 検針は、小数第1位以下の端数を読まない。

(平29企管規程8・旧第14条繰下)

(使用量の算定)

第16条 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を条例第5条第1項に規定する各契約種別ごとに算定する。

- 2 管理者は、使用者が不在等のため検針すべき日に検針できなかつた場合には、次により使用量を算定する。
- (1) 検針できなかつた料金算定期間（以下「推定料金算定期間」という。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量とする。
 - (2) 前号の規定を適用した場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」という。）の使用量は、次の算式により算定する。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

備考

V1は推定料金算定期間の使用量

V2は翌料金算定期間の使用量

M1は推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2は翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

- (3) 前号の規定により算定した翌料金算定期間の使用量が0未満になる場合は、翌料金算定期間の使用量は次のアの算式で、推定料金算定期間の使用量は次のイの算式で算定した使用量に見直すものとする。

ア $V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2$ (1立方メートル未満の端数は切り上げ)

イ $V1 = (M2 - M1) - V2$

備考

V1は推定料金算定期間の使用量

V2は翌料金算定期間の使用量

M1は推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2は翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

- 3 災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかつた場合の料金算定期間の使用量は、前項に準じて算定する。ただし、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、第5項又は第6項により使用量を算定し直すものとする。
- 4 ガスメーターの誤差が、計量法（平成4年法律第51号）に定める使用公差を超えていることが判明した場合における使用量は、使用者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日前3か月分を超えない範囲内で、別表第3の算式により算定した量とする。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定する。
- 5 ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失、その他の理由により使用量が不明の場合における使用量は前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を考慮して、使用者と協議のうえ、算定する。
- 6 管理者は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明の使用者が多数発生しているため、使用量算定のための使用者との協議が著しく困難な場合、その料金算定期間の使用量は、前項の基準により算

定することができる。この場合において、管理者は、使用者からの申し出があるときは、協議のうえ、改めて使用量を算定し直すものとする。

7 条例第16条第2項の規定による圧力のガスを供給した場合における使用量は、別表第4の算式により算定した量とする。

8 第4項及び前項の規定により使用量を算定した場合は、小数第1位以下の端数を切り捨てる。

(平29企管規程9・一部改正、平29企管規程8・旧第15条繰下・一部改正)

(使用量の通知)

第17条 管理者は、前条の規定により使用量を算定した場合は、速やかにその使用量を使用者に通知する。

(平29企管規程8・旧第16条繰下)

(料金の算定)

第18条 条例第23条第4項第5号及び第6号のガス供給規程で定める場合とは、第14条第3項ただし書の規定が適用される場合をいう。

2 条例第23条第4項第7号のガス供給規程で定める場合とは、第9条第2項から第4項まで及び第8項の規定により解約を行った場合をいう。

(平29企管規程8・旧第17条繰下・一部改正)

(単位料金等の通知)

第19条 管理者は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金をいう。）をあらかじめ使用者に通知し、使用者が料金を算定できるようにする。

(平29企管規程8・旧第18条繰下)

(料金の精算等)

第20条 管理者は、第16条第3項の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既に徴収した金額と、推定料金算定期間の見直し後の料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計金額との差額を精算する。

2 管理者は、料金として使用者から既に徴収した金額と第16条第4項から第6項までの規定により算定した使用量に応じた料金の金額に過不足が生じた場合は、その差額を精算する。

(平29企管規程8・旧第19条繰下・一部改正)

(早収料金等の端数処理)

第21条 早収料金、遅収料金及びその他の金額の単位は、おのおの1円とし、1円未満の端数が生じたときには、それぞれこれを切り捨てる。

(平29企管規程8・旧第20条繰下)

(料金の支払方法)

第22条 使用者は、料金については、管理者又は管理者の指定した金融機関等（以下「指定金融機関等」という。）に、口座振替又は払込みのいずれかの方法により、毎月支払わなければならない。ただし、条例第18条第1項第1号及び第2号に規定する料金の支払は、払込みの方法により支払わなければならない。

2 使用者は、料金を口座振替の方法で支払う場合は、あらかじめ、指定金融機関等に申し出なければならない。

3 前項の規定により、使用者が料金を口座振替で支払う場合の振替日は、管理者が指定した日とする。

4 使用者は、料金を払込みの方法で支払う場合は、本市で作成した納入通知書により、本市又は指定金融機関等に支払わなければならない。

5 使用者が第3項の規定により料金を口座振替の方法で支払う場合は使用者の預金口座から引き落とされた日に、使用者が前項の規定により指定金融機関等に料金を払込みの方法で支払う場合はその指定金融機関等に払い込まれた日に、本市に対する支払いがなされたものとみなす。

6 使用者は、支払義務の発生した順序で料金を支払わなければならない。

(平29企管規程8・旧第21条繰下)

(工事費、修繕費、検査料、その他の納入方法)

第23条 使用者は、工事費、供給施設の修繕費及び検査料その他代金の納入方法については、原則として、指定金融機関等に払込みの方法で支払わなければならない。

(平29企管規程8・旧第22条繰下)

(検査及び調査)

第24条 管理者は、法令の定めるところにより、内管及びガス栓について、使用者の承諾を得てその設置の日以降検査をし、検査の結果を速やかに使用者に通知する。

2 管理者は、法令で定めるところにより、消費機器について、使用者の承諾を得て法令で定めるそれぞれの技術上の基準に適合しているかどうかにつき調査する。

3 管理者は、前項の調査の結果、その消費機器が法令で定める技術上の基準に適合していない場合は、その使

用者に所要の措置及びその措置を講じなかつた場合に生じる結果を通知する。

- 4 使用者は、第1項及び前項の通知を受けた場合は、所要の措置を講じなければならない。
- 5 管理者は、第3項の通知に係る消費機器について、法令の定めるところにより再び調査する。
- 6 本市は、ガス小売供給に係る無契約状態の期間において、第1項から第4項までに規定する検査及び調査を行わないものとする。この場合において、本市は、これに起因する一切の事象に対して責任を負わない。
- 7 本市は、ガス使用契約が成立する以前に使用者がガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、法令に定められた周知及び調査義務を果たしていないことについて、これに起因する一切の事象に対し、責任を負わない。

(平29企管規程8・旧第23条繰下・一部改正)

(安全使用の周知)

第25条 管理者は、使用者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、法令の定めるところにより、適宜必要な事項を報道機関を通じ、又は印刷物等を用いて使用者に周知するものとする。

(平29企管規程8・旧第24条繰下)

(標識)

第26条 管理者は、使用者の門口に使用者である旨の標識を掲げることができる。

(平29企管規程8・旧第25条繰下)

(使用場所への立入り)

第27条 管理者は、次の業務の執行のため、使用者の承諾を得て職員を使用者の供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由がない限り立ち入ることを承諾しなければならない。

- (1) 検針
 - (2) 検査及び調査のための業務
 - (3) 本市の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する業務
 - (4) 第9条第2項から第4項まで及び第8項の規定による解約に伴い、ガスの供給を終了させるための業務
 - (5) 条例第18条又は第19条の規定によるガスの供給若しくは使用の制限等又は停止のための業務
 - (6) その他保安上必要な業務
- 2 前項の場合において、管理者は、職員に所定の証明書を携帯させ、使用者の要求に応じてこれを提示させる。

(平29企管規程8・旧第26条繰下・一部改正)

(実施細目)

第28条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

(平29企管規程8・旧第27条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、習志野市ガス供給条例(平成8年条例第18号)の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行による改正後の習志野市ガス供給規程第10条の規定は、この規程の施行の日以後の使用者の申込みに係る工事費等の徴収及び精算から適用し、同日前の申込みに係る工事費等の徴収及び精算については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行による改正前の習志野市ガス供給規程旧規程又はこれに基づく訓令等によつてした処分、手続その他の行為は、この規程中これに相当する規定がある場合には、この規程の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則(平成11年3月31日企管規程第10号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、習志野市ガス供給条例の一部を改正する条例(平成11年条例第7号)の施行の日から施行する。

附 則(平成12年12月27日企管規程第11号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月31日企管規程第6号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月30日企管規程第9号)

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成17年12月10日企管規程第8号)

この規程は、平成17年12月10日から施行する。

附 則（平成26年10月15日企管規程第4号）
この規程は、平成26年10月25日から施行する。

附 則（平成29年3月31日企管規程第8号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項）

（平26企管規程4・全改、平29企管規程8・一部改正）

供給区域

習志野市	市内全域。ただし、谷津7丁目のうち、東日本旅客鉄道株式会社津田沼電車区以北並びに新栄1丁目127番19、127番20、127番23、127番24、135番96、135番187、135番287及び135番288を除く。
千葉市	長作2491番
船橋市	前原西1丁目29番から32番まで及び2丁目17番 三山2丁目1番並びに9丁目632番2、632番4、632番5、632番7から14まで、634番3、634番35から37まで及び634番150

別表第2（第3条第2項）

（平29企管規程8・追加）

供給区域

習志野市	市内全域。ただし、谷津7丁目のうち、東日本旅客鉄道株式会社津田沼電車区以北並びに新栄1丁目127番19、127番20、127番23、127番24、135番96、135番187、135番287及び135番288を除く。
千葉市	長作2491番
船橋市	前原西1丁目29番から32番まで及び2丁目17番 三山2丁目1番並びに9丁目632番2、632番4、632番5、632番7から14まで、634番3、634番35から37まで及び634番150

別表第3（第16条第4項）

（平29企管規程8・旧別表第2繰下・一部改正）

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1 速動の場合

$$V = (V1 \times (100 - A)) / 100$$

2 遅動の場合

$$V = (V1 \times (100 + A)) / 100$$

備考

Vは、第16条第4項の規定により算定する使用量

V1は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターの読みによる使用量

Aは、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

別表第4（第16条第7項）

（平11企管規程10・一部改正、平29企管規程8・旧別表第3繰下・一部改正）

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = (V1 \times (101.325 + P)) / (101.325 + 0.981)$$

備考

Vは、第16条第7項の規定により算定する使用量

Pは、最高圧力を超えて供給する圧力

V1は、ガスメーターの読みによる使用量